（法第二十四条第三項の規定による経営強化計画の提出）

第四十八条　法第二十四条第三項の規定により経営強化計画を提出する承継組織再編成金融機関等（労働金庫等に限る。以下この章及び第八十一条の九第二号において同じ。）は、法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　当該承継組織再編成金融機関等に係る次に掲げる事項を記載した書面

［イ・ロ　略］

四　［略］

2　（法第二十四条第五項の規定による経営計画の提出）

第五十条　法第二十四条第五項の規定により経営計画を提出する承継組織再編成金融機関等は、同条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　当該承継組織再編成金融機関等に係る次に掲げる事項を記載した書面

［イ・ロ　略］

2　［略］

（法第二十七条第一項の規定による経営強化計画の提出）

第五十二条　法第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関（労働金庫等に限る。以下この章、第四章の三及び第四章の四において同じ。）（法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。）は、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［一～五　略］

2　法第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関（法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関に限る。）は、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（労働金庫等に限る。以下この章及び第四章の三において同じ。）であるときは、次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

四　［略］

3　［略］

（法第二十四条第三項の規定による経営強化計画の提出）

第四十八条　法第二十四条第三項の規定により経営強化計画を提出する承継組織再編成金融機関等（労働金庫等に限る。以下この章において同じ。）は、法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　当該承継組織再編成金融機関等に係る次に掲げる事項

［イ・ロ　同上］

四　［同上］

2　［同上］

（法第二十四条第五項の規定による経営計画の提出）

第五十条　［同上］

［一・二　同上］

三　当該承継組織再編成金融機関等に係る次に掲げる事項

［イ・ロ　同上］

2　［同上］

（法第二十七条第一項の規定による経営強化計画の提出）

第五十二条　法第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関（労働金庫等に限る。以下この章において同じ。）（法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。）は、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［一～五　同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（労働金庫等に限る。以下この章において同じ。）であるときは、次に掲げる書類

［イ～ハ　同上］

四　［同上］

3　［同上］